2　希望する障害者等への日中活動系サービス等の保障

希望する障害者等に日中活動系サービス等（療養介護（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）、生活介護（同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、短期入所、自立訓練（同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）、就労選択支援（同条第十三項に規定する就労選択支援をいう。以下同じ。）、就労移行支援（同条第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）、就労継続支援（同条第十五項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。）、就労定着支援（同条第十六項に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。）及び地域活動支援センター（同条第二十八項に規定する地域活動支援センターをいう。）で提供されるサービスをいう。以下同じ。）を保障する。

3　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助（障害者総合支援法第五条第十七項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第二十一項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第二十二項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行の促進、安定した地域生活の継続を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）との連携を推進する。また、住宅部局とともに、居住支援協議会（住宅セーフティネット法第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）に参画することを通じて、居住サポート住宅（住宅セーフティネット法第四十条第二項第二号に規定する居住安定援助賃貸住宅をいう。）等も活用し、希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度障害者や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進することにより地域移行が図られる精神障害者についての必要なサービス量を見込む等、適切に管内の支援に係るニーズの把握に努める必要がある。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービス等を保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能を更に強化するため、地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、人材の確保及び養成、関係機関の連携等を進めることで、地域における効果的な支援体制を構築する。

なお、障害者支援施設（障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）を地域生活支援拠点等とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが必要である。また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

4　福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業（就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。）、就労定着支援事業（就労定着支援を行う事業をいう。以下同じ。）等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

5　強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実

強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行う。このうち、強度行動障害については、行動上の課題が起きにくい環境を整える等の予防的観点からの支援や関わりが必要である。このため、地域の関係機関との連携を強化しつつ、標準的な支援を行える支援者の育成に努める。

特に、障害福祉サービス等を提供する事業所で適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（中核的人材）の養成・配置を促進するとともに、高度な専門性を持って地域を支援する広域的支援人材による集中的支援の実施体制を確保する。

強度行動障害の状態にある者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や行動関連項目の点数が特に高い者の状況把握に努める等により専門的な支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の者や入院中の者の状況を把握することが重要である。

難病患者等については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要である。

6　高次脳機能障害者に対する支援

㈠　高次脳機能障害者への相談支援体制等の充実

高次脳機能障害者が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）は、地域の実情を踏まえつつ、高次脳機能障害者支援センター（高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第十九条第一項に規定する高次脳機能障害者支援センターをいう。以下同じ。）の設置や支援コーディネーターの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの高次脳機能障害者に対する支援については、別表第一の八に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

㈡　専門的な医療機関の確保

高次脳機能障害者に対する適切な支援を行うため、都道府県及び指定都市は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関を確保することが重要である。

㈢　高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県及び指定都市は、地域における高次脳機能障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や高次脳機能障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う高次脳機能障害者支援地域協議会（高次脳機能障害者支援法第二十五条第一項に規定する高次脳機能障害者支援地域協議会をいう。以下同じ。）を設置し、活用することが重要であり、別表第一の八に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

地域の実情に応じた体制整備を検討する際には、管内の支援ニーズの把握が必要となるが、障害支援区分認定調査等に加え、高次脳機能障害者支援地域協議会に参加する地域の関係機関の連携により支援ニーズを把握することが重要である。

㈣　高次脳機能障害者及び家族等への支援

高次脳機能障害は外形上判断しづらく、周囲による理解が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、当事者同士の支え合いであるピアサポートをはじめ、当事者やその家族等がお互いに支え合う取組を支援することが望ましい。また、地域の相談支援機関や障害福祉サービス事業所等、障害児通所支援等を提供する事業所との連携を図り、高次脳機能障害者及びその家族等への支援を行うことが重要である。

なお、支援に当たっては、医療（リハビリテーションを含む。）、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、医療機関における医療の提供から地域での生活支援を経て社会参加の支援に至るまで、切れ目なく行われることが重要であることに留意すること。